

第2 病院及び社会福祉施設の防火安全対策

病院及び社会福祉施設等について

- (1) 入院施設を有する病院及び社会福祉施設については、入居又は入院している居室においては、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。
- (2) 福祉施設等の建築物内で喫煙する場合は、入居室以外に喫煙室を設け、管理すること。
- (3) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用すること。
- (4) スプリンクラー設備が設置されていない入居室においては、壁、天井等は内装制限（準不燃材料以上）すること。
- (5) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、原則として連続したバルコニーを設置すること。なお、バルコニーの幅員は、車椅子の通行、旋回を可能にするため150cm以上とし、入居室からバルコニーの出入り口の幅員は、85cm以上で努めて段差がないものとする。
- (6) 前(5)のバルコニーには、直接地上等へ避難できるように階段又はスロープ等を設置すること。
- (7) バルコニー等に面してはしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とすること。
- (8) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とすること。
- (9) 各入居室及び避難口を施錠している施設にあつては、自動火災報知設備と連動し自動的に解除する装置とすること。
- (10) 避難器具を設置する場合は、努めて滑り台又は避難橋を設置すること。
- (11) 非常警報設備は非常放送設備（自火報設備連動(音声警報)）とすること。
- (12) 入居者等が災害時に避難した後、待避できるスペースを努めて確保すること。
- (13) 政令により屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない対象物にあつては、ABC粉末消火器を単位能力3以上となるよう設けること。その場合、歩行距離を考慮した配置にすること。なお、こんろ、ボイラー設備等の火気使用設備、器具又は、変電、発電設備等が設置されている場合は、個別に単位能力2以上の消火器を設置すること。
- (14) 就寝施設として入居者7名以上の社会福祉施設（グループホームを含む。）については、夜間時の通報体制を強化するために火災通報装置を設置すること。更に防災体制を構築するために防火管理者を選任し、自衛消防訓練を実施すること。